

医師の働き方改革の地域医療への影響に関する調査 概要①

医療機関の医師の労働時間短縮の取組状況の評価に関する研究（厚生労働行政推進調査事業費補助金 厚生労働科学特別研究事業）

目的

2024年4月に医師に対して時間外労働の上限規制（年1,860時間・年960時間）が適用された際に、

- ① 大学医局から関連病院への医師派遣等に影響があるか、
 - ② 副業・兼業に該当する関連病院(以下、「兼務先」という。)における勤務に影響があるか、影響がある場合は関連病院における現行の勤務や体制の維持が可能かどうか、
- について、時間外労働の上限規制への該当性と労務管理の適正化に伴う給与支給のシミュレーションを行い、働き方改革の地域医療提供体制への影響について考察する

調査期間

令和2年2月～3月（勤務状況の調査は各大学医局で定めた1週間）

調査対象

一県一医大に相当する都道府県に所在の2大学の計6診療科の協力を得た

A大学（地方大学） 消化器内科・消化器外科・産科婦人科
B大学（都市部に近い大学） 産科婦人科・救急科・循環器内科

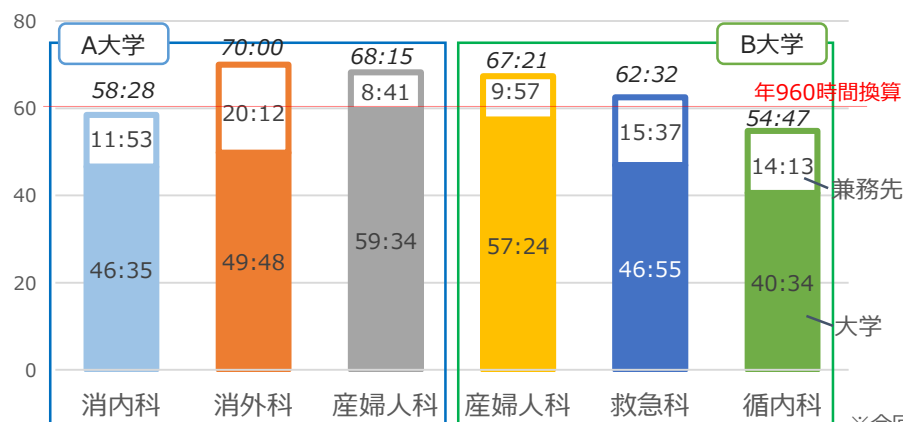
調査内容

- ① 調査対象の6診療科(医局)に所属する医師(大学病院以外を本務先とする医師を含む)の勤務先や経験年数、職位、性別、年齢、兼務先の状況等の調査
- ② 大学病院を本務先とする医師を対象に、兼務先の勤務を含めた1週間の勤務状況(宿直・日直を含む)や、当該医師の時間外勤務手当支給状況等の調査
- ③ 兼務先における勤務に影響があると思われる場合には、追加的に兼務先における当該診療科の診療体制や診療実績等の調査
- ④ 調査結果を踏まえ、各大学医局教授や医局長、大学病院事務部門(総務・人事担当部門)管理者等、当該大学が所在する都道府県庁の医療行政担当者等から医局運営方法の実際や本調査結果を踏まえた具体的対応策、地域医療提供体制の状況などについてのヒアリングの実施

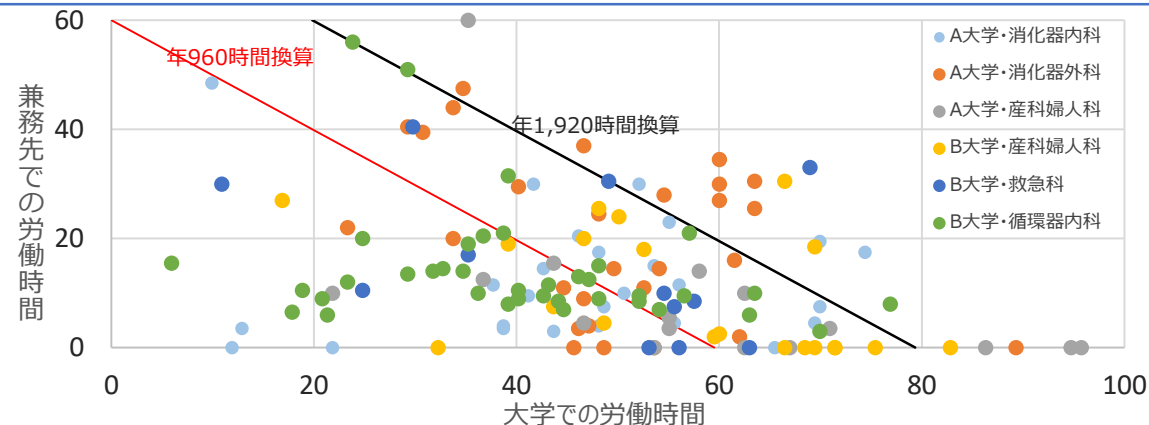
調査結果① < 1週間の兼務先を含む平均労働時間 >

- 両大学6診療科いずれも大学病院での労働時間だけで、平均週60時間（時間外・休日労働時間年間960時間換算）を超えなかった。
- B大学と比較し、A大学の方が週80時間以上勤務（時間外・休日労働時間年間1,920時間換算）の割合が多かった。（A大学22.2%＞B大学11.4%）
- 調査対象期間の1週間で労働時間が100時間を超える医師は、回答者142名中1名（B大学 救急科）のみであった。
- 宿直・日直中の待機時間を含む労働時間の集計では、両大学とも大学での労働時間が短い医師の方が兼務先での労働時間が長い傾向にあった。

週平均労働時間（宿直・日直中の待機時間を含む）



労働時間分布（宿直・日直中の待機時間を含む）



※今回の調査では1週間の勤務時間を年次換算したため、年1860時間の近似値として年1920時間（週80時間相当）を一つの目安とした